

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日とす)

目次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 昭和三十八年九月鳥取県告示第四百八十一号の一部改正

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「通勤手当」の下に「、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」を加える。

第五条第一項に次の二号を加える。

十八 アスファルトプラント作業

十九 夜間守衛業務

第五条に次の四項を加える。

9 第一項第十八号に掲げる作業に従事する職員の特殊勤務手当は、道路
技手がアスファルトプラント作業に従事したときに支給する。

10 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき八十円とし、作業に
従事した時間が一日につき四時間未満のときは、四十八円とする。

11 第一項第十九号に掲げる業務に従事する職員の特殊勤務手当は、守衛
長、副守衛長及び守衛が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が
深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下次項において同
じ。)において行なわれる守衛の業務に従事したときに支給する。

12 前項の手当の額は、その勤務一回につき二百円(その勤務に含まれる
深夜における勤務時間が二時間未満のときは、百六十円)とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

昭和四十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十九号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「三千万円以内」を「五千万円以内、鳥取県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号)第三条第一号から第五号までに掲げる事業に参加した中小企業者にあつては二千万円以内」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、災害又は不況のため知事が必要と認めた場合には、それぞれ一千万円を加えた額以内とすることができること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百八十六号

昭和三十八年九月鳥取県告示第四百八十一号(鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類の様式について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

様式の(注)中「700円」を「2,000円」に改める。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】